

おのぎスマイル保育園園長 宛て

医療的ケア児の保育に関する同意書

レ点チェックをお願いします。

1 保育利用について

- ☐ 保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～16時を原則とします。
- ☐ 保護者は、入所申請前に「医療的ケアに関する主治医の意見書」及び「保育園における医療的ケアの実施に係る相談票」を園に提出します。
- ☐ 保護者は、毎年度「医療的ケア依頼書」及び「医療的ケア指示書」を園に提出します。

2 医療的ケアについて

- ☐ 園長が発行する「医療的ケア実施決定通知書」に記載された決定内容に従って、看護師による医療的ケアを実施します。医療的ケアの開始に係る手続が完了するまでの間に保育利用を希望する場合は、保護者が付き添って登園し、医療的ケアを実施する必要があります。
- ☐ 園において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあります。
- ☐ 園では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。
- ☐ 保護者は、園児の医療的ケアの内容に変更があった場合、その内容を速やかに園長に報告するとともに、「医療的ケア依頼書」、「医療的ケア指示書」を園に提出し、集団保育の実施についての継続か会議をします。
- ☐ 園において医療的ケアを実施するに当たって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。
- ☐ 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、看護師に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

3 慣らし保育について

- ☐ 園児が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、慣らし保育を実施します（必要に応じて、保護者付き添いのもと登園します）。期間及び保育時間については、園長と相談の上定めます。園児の様子や状態によっては、この間の保育時間が短縮されたり、期間が延長・短縮されたりする場合があります。

4 体調管理及び保育の利用中止等について

- やむを得ない事情により看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。
- 登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。
- 発熱、下痢、嘔吐、けいれん重積等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による園児のお迎えをお願いします。
- 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。保育園内で感染症が一定数以上発生した場合、保育園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、園長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。
- 保育園が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。
- 園児の病態の変化等により、当園が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合で、内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は、原則として退園となります。また、園の人員、施設又は設備の状況により、当園での園児の受入れができなくなる場合があります。

5 緊急時及び災害時の対応等について

- 園児の症状に急変が生じ、園長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、主治医医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、園児の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に園児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。
- 挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」に基づき個別マニュアルに記載し、保護者の同意の上、それに沿って対応します。
- 災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事(栄養剤)を持参してください(服薬や食事の配慮が必要な場合に限る。)。また、医療的ケアの使用物品もストックしておいてください。

6 情報の共有等について

- 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等については園長、保育士、看護師等で情報を共有します。また、必要に応じて、保護者同意の上、園児が利用する専門機関等(障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、訪問看護ステーション等)と情報交換等を行い園と情報を共有します。

- ☐ 緊急時の対応のために、園に提出された「医療的ケアに関する主治医の意見書」、「医療的ケア指示書」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関及びつくば市消防本部に情報提供する場合があります。
- ☐ 医療的ケアが必要な園児の状況に関して、集団保育を実施する上で必要な事項については、ほかの園児の保護者との間で共有する場合があります。

7 その他

- ☐ 上記1～6のほか、必要に応じ当園との間で取り決めた事項を順守してください。

上記の各項目について同意します。

年 月 日

保護者氏名：_____